

## 八王子市立別所小学校 いじめ防止基本方針

校長 川村 守

## 1 いじめ問題に対する基本方針

すべての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりうる、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、いじめ問題に取り組んでいく。対応にあたっては、家庭との連携を密にしながら子どもに寄り添い、解決に向けて尽力していく。その際には、関係法令等に基づき、学校いじめ対策委員会を中心とした組織的な対応を心がけるとともに教育委員会や学校運営協議会などとの連携強化を図る。また、いじめの未然防止と早期発見など予防的な取組を充実させることにも力を入れていく。

## 2 主な取組

## (1) いのちの大切さを共に考える日の取組

- ①全校朝会の校長講話において生命尊重に関する指導及び取組についての講話を行うとともに、学校だよりにて保護者、地域にも発信する。
- ②各学級において心の発達及び不安・悩みへの対処を考え、命を大切にすることを育む指導を行う。

## (2) 道徳教育を通じた豊かな心の育成

- ①「特別の教科 道徳」の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者とのかかわりの中でとらえ、「親切・思いやり」の気持ちや「希望と勇気・努力と強い意志」、望ましい人間関係の育成を図る「友情・信頼」の心情、「生命の尊さ」「規則の尊重」「個性の伸長」等の指導を計画的に行う。
- ②道徳授業地区公開講座を通して、地域と共に子どもたちの心の育成について考える機会を設ける。

## (3) 特別活動を通じたコミュニケーション能力の育成

- ①コミュニケーション能力、自己肯定感・自己有用感を高めるために、異年齢集団でのたてわり班活動や学級での体験を重視した活動、特別支援学級や特別支援教室との連携を推進する。
- ②各学級において「よいところ応援計画」や、学級活動等でいじめ問題への取組を継続的に行う。

## (4) 家庭教育・地域との連携

- ①家庭や地域と連携し、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育むための取組を推進する。
- ②八王子市の取り組みである「はちおうじっ子サミット」を通して、子どもたちが「いじめ未然防止」について自分事ととらえられるようにする。また、いじめ対応等に関する教職員研修を年3回実施する。

## (5) 未然防止や早期発見のための措置（見守りシート、Q-Uの活用：5・6年生で実施し、活用する）

- ①毎週実施しているいじめ対応の時間を活用して、学校いじめ対策委員会を中心に組織的に対応する。4月に前年度のいじめ対応案件について引継ぎをする。いじめ対応における年間計画を作成し、教員研修を実施したり「学校いじめ防止基本方針」を点検したり必要に応じて見直していく。  
[構成]校長・副校長・生活指導主任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・担任・学年（主任）  
スクールカウンセラー・SSWを基本として必要に応じて加員する。

- ②「ふれあい月間」では、いじめに関する児童の実態を把握するため、アンケート（年3回）を実施する。また、「SOSの出し方に関する授業」、見守りシート等を活用し、早期発見に努める。
- ③教員一人一人が「いじめ防止等の対策の取組状況について」の「教員シート」で取組状況を振り返り、全教職員で課題を共有・実施したり、学校評価を活用したりする。
- ④スクールカウンセラーによる相談活動を充実させ、子どもたちが相談しやすい環境を整えるとともに、スクールカウンセラーによる5年生全員面接を実施する。

## (6) インターネット、スマートフォン等を通じて行われるいじめに対する対策の推進（外部機関と連携した授業の実施）

- ①「GIGAワークブックとうきょう」「別所SNSルール」を活用した子どもたちへの情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭への協力を依頼する。

## (7) 学校からのアナウンス強化と外部機関との連携

- ①入学時・各学年の開始時に、子どもたち、保護者、地域、関係機関等へ「いじめ防止基本方針」の内容を説明する。
- ②「子ども見守りシート」の活用について、保護者会や学校だより、学校ホームページ等にて伝える。
- ③家庭・地域向けのリーフレットを配布し、学校の取組についての発信をする。

## 3 いじめが発生した場合の対応

- (1) いじめの事実確認を担当のみならず、関わる教職員全体で徹底して行い、その記録を学校いじめ対策委員会に報告する。
- (2) いじめを受けた子ども、又はその保護者に対する支援を行う。
- (3) いじめを行った子どもに対する指導及びその保護者に対する助言を行う。
- (4) いじめ対策委員会で今後の方針と対応を検討する。次年度の担任や中学校への引継ぎをし、継続的に見守る。
- (5) 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、学校サポートチームや教育委員会、警察と連携して対応する。

## 4 重大事態への対処

重大事態とは、「いじめにより子どもの生命、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。または、いじめにより子どもが相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」であると定義し、以下のように対応する。

- (1) 学校サポートチームや教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (3) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。